

＊ 就 学 援 助 制 度 に つ い て ＊

●制度の内容

鹿沼市では経済的な理由によって、小・中学校に通う児童・生徒の学用品や給食費等の支払いにお困りのご家庭に、その費用の一部を援助する制度を設けています。

●援助の対象となる方

鹿沼市にお住まいの児童生徒の保護者（ただし、区域外就学も含む）で、

要保護児童生徒：生活保護を受けている世帯

準要保護児童生徒：

- ①生活保護に準ずる程度に生活が困窮している方で、**世帯全員の前年の総所得が生活保護基準を基に算出した基準額以下**であり、援助が必要と認められる場合
- ② 病気・災害などの事情により今年度の収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合

●申請・相談について

就学援助（準要保護）を希望される方は、通学先の学校にご相談ください。学校から申請書等必要な書類を受け取り、ご記入の上、学校へ提出してください。その際、学校への必要書類の提出期限は必ず守ってください。

●認定の判定について

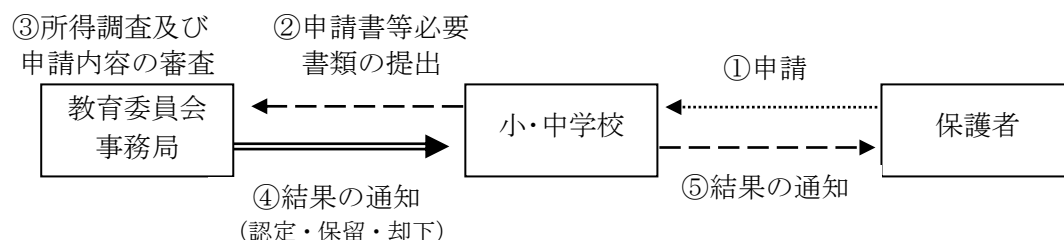
申請に際しては、全ての申請者について世帯全員の前年の所得を調査し、基準を満たしているか確認を行い、認定について判定をします。

※ 住民票上は世帯分離していても、同一敷地内で一緒に生活している場合は、祖父母、叔父、叔母、同居人等全ての世帯員の所得を調査します。申告されていない場合は認定について判定できませんので、申請書の世帯欄に全世帯員をご記入の上、必ず税の申告を済ませておいてください。所得が無い場合は、その旨を申告しておいてください。

※家計急変による申請の場合、審査の状況により、家計の急変を確認する書類の提出を依頼することがありますので、ご承知おきください。（提出先は学校教育課になります。）

	確認書類	期間
給与収入の方（減額）	給与明細書	直近3ヶ月分
給与収入の方（離職）	離職票や退職証明書など	1月以降のもの
自営業の方	売上及び経費がわかる帳簿など	直近3ヶ月分

●申請から認定・保留・却下までの流れ



※ **認定は年度毎に行います。今年度、就学援助費（準要保護）を受給していて、翌年度も希望する場合は、新年度に必ず申請をしてください。**前年度に認定となっても、新年度も申請をしなければ認定とはなりませんのでご注意ください。

※ 必要に応じて民生委員が訪問し、世帯・生活状況等をお伺いすることもあります。また、地域の福祉向上のため、認定になった際は、そのことを地区の民生委員に情報提供します。

●援助額

認定された場合、下記の援助が受けられます。

		要 保護	準要 保護	援助内容（円）				備考
				小学校		中学校		
学用品費			○	全学年	11,630	全学年	22,730	年額（年度途中認定の場合、月割）
通学用品費			○	2～6年	2,270	2～3年	2,270	
入学準備金			○	新入学生	57,060	新入学生	63,000	通常の準要保護制度とは別申請必要
新入学児童 生徒学用品費			○	1年	57,060	1年	63,000	4月認定の児童生徒のみが対象
校外 活動費	泊なし		○	限度額 1,600 以内		限度額 2,310 以内		交通費及び見学科が 対象
	泊あり		○	限度額 3,690 以内		限度額 6,210 以内		
修学旅行費		○	○	対象経費実費				小・中学校で各1回
学校給食費			○	全 額	小学生 月額 4,500 円 中学生 月額 5,400 円			年度途中認定の場合、 認定月分から支給
通学費			○	バス代定期代の実費				通学距離の制限あり （片道小学校 4km 以上、 中学校 6km 以上）
医療費	虫歯	○	○	自己負担額				学校検診時に確認された虫歯に限る
	めがね 眼鏡			限度額 17,600 以内				眼科医からメガネが必要と判断された者

※支給額については当該年度の予算の状況等によって変更になる場合があります。

※要保護児童生徒の学用品費や給食費等については、生活保護から教育扶助費として支給されます。

※同一年において、新入学学用品費と入学準備金は重複して受け取ることはできません。

※入学準備金の支給要件等はこのパンフレットに係る以外にもございます。

※修学旅行費は実施・決算の後に援助対象となる経費の実費を支給するので、修学旅行実施前の積立て等の集金については学校の指示にしたがって必ず納めてください。

●その他

- ・生活保護を受けている方は自動的に要保護認定となりますので、申請は必要ありません。
- ・申請後、家庭環境や経済的な状況が変わり、受給を取りやめる場合は、辞退届を必ずご提出ください。また、申請内容に虚偽があった場合は、認定が取り消しになる場合があります。年度途中の辞退や認定取り消しとなった際は、既に受給した援助費の全部または一部に返納が発生することがあります。
- ・本制度は、生活保護に準ずる程度に困窮したご家庭の児童生徒への援助制度です。受給者の一部の方が認定期間中に不動産を取得したり、高額な車を購入・所有する等、制度の趣旨に反する行為が見受けられ、問題となっています。申請・受給に際しましては、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。



就学援助制度についてのお問合せ先

鹿沼市教育委員会事務局

学校教育課学校教育係

TEL : 0289-63-2239

FAX : 0289-63-2118